

最近の税務調査における否認の傾向

前東京上野税務署 国際税務専門官(法人税等)

清水太一税理士事務所

清水 太一

-
- A stone lion statue, known as a Shishi, stands majestically on a large, weathered stone pedestal. The lion is intricately carved, with its front paw resting on a circular base. A dark stone plaque is mounted on the front of the pedestal, bearing the characters '日本橋' (Nipponbashi) in a vertical arrangement. In the background, a modern building with a sign that also reads '日本橋' (Nipponbashi) is visible, along with a white truck and orange traffic cones on the street.

2

講師プロフィール

平成4年6月 税務署 個人課税部門（所得税等調査担当）
平成11年7月 国税局 総務部情報処理部門(SE) 主任
平成19年7月 税務署 法人課税部門（審理指導担当） 国税調査官
平成21年7月 国税局 徴収部管理運営課 国税実査官
平成23年7月 税務署 管理運営部門 チーフ上席
平成25年7月 国税局 資料調査三課(公益法人等調査担当) 国税実査官
平成26年7月 国税局 調査第四部(連結法人調査担当) 国税調査官
平成26年10月 国税労働組合総連合 副執行委員長
平成28年10月 国税局 調査第四部(大規模法人調査担当) 主査
平成30年7月 国税局 調査第四部(海外取引等調査担当) 国際税務専門官
令和元年7月 国税局 調査第三部(移転価格等調査担当) 国際税務専門官
令和2年7月 国税局 調査第一部主任国際情報審理官付(A P A担当) 国際税務専門官
令和4年7月 税務署 法人課税部門（海外取引・移転価格調査担当） 国際税務専門官
令和6年6月 退職（令和6年8月税理士登録）

近年の税務調査の動向①所得税（平成30事務年度と令和5事務年度を比較）

➤ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目			実地調査						簡易な接触		調査等合計	
			特別・一般		着眼		計					
				対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
1	調 査 等 件 数	件	49,735		23,218		72,953		549,684		622,637	
			50,130	100.8%	23,449	101.0%	73,579	100.9%	537,076	97.7%	610,655	98.1%
2	申告漏れ等の 非 違 件 数	件	43,464		16,874		60,338		323,570		383,908	
			44,176	101.6%	16,788	99.5%	60,964	101.0%	312,916	96.7%	373,880	97.4%
3	申 告 漏 れ 所 得 金 額	億円	5,080		814		5,894		3,143		9,038	
			5,236	103.1%	788	96.8%	6,024	102.2%	3,017	96.0%	9,041	100.0%
4	本 税	億円	753		53		806		242		1,048	
			761	101.1%	52	98.1%	813	100.9%	228	94.2%	1,042	99.4%
5	加 算 税	億円	134		7		141		7		148	
			141	105.2%	7	100.0%	148	105.0%	5	71.4%	153	103.4%
6	計	億円	887		60		947		249		1,196	
			903	101.8%	59	98.3%	961	101.5%	233	93.6%	1,195	99.9%
7	申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円	1,021		351		808		57		145	
			1,045	102.4%	336	95.7%	819	101.4%	56	98.2%	148	102.1%
8	本 税	万円	151		23		111		4		17	
			152	100.7%	22	95.7%	111	100.0%	4	100.0%	17	100.0%
9	加 算 税	万円	27		3		19		0.1		2	
			28	103.7%	3	100.0%	20	105.3%	0.1	100.0%	3	150.0%
10	計	万円	178		26		130		5		19	
			180	101.1%	25	96.2%	131	100.8%	4	80.0%	20	105.3%

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4. 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5. 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

○ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調 査 等 件 数	件	35,751		10,555		46,306		591,517		637,823	
		37,092	103.8%	10,436	98.9%	47,528	102.6%	557,549	94.3%	605,077	94.9%
申告漏れ等の 非 違 件 数	件	31,271		7,150		38,421		299,847		338,268	
		32,685	104.5%	7,446	104.1%	40,131	104.5%	271,133	90.4%	311,264	92.0%
申 告 漏 れ 所 得 金 額	億円	5,204		390		5,594		3,448		9,041	
		5,081	97.6%	435	111.5%	5,516	98.6%	4,448	129.0%	9,964	110.2%
追 徴 税 額	本 税 億円	818		31		849		348		1,197	
		854	104.4%	41	132.3%	895	105.4%	323	92.8%	1,218	101.8%
	加 算 税 億円	162		4		166		5		171	
		166	102.5%	6	150.0%	171	103.0%	9	180.0%	180	105.3%
	計 億円	980		35		1,015		353		1,368	
		1,019	104.0%	47	134.3%	1,066	105.0%	332	94.1%	1,398	102.2%
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額 万円	1,456		369		1,208		58		142	
		1,370	94.1%	417	113.0%	1,160	96.0%	80	137.9%	165	116.2%
	本 税 万円	229		29		183		6		19	
		230	100.4%	40	137.9%	188	102.7%	6	100.0%	20	105.3%
	加 算 税 万円	45		4		36		0.1		3	
		45	100.0%	6	150.0%	36	100.0%	0.2	200.0%	3	100.0%
計 万円	274		33		219		6		21		
	275	100.4%	45	136.4%	224	102.3%	6	100.0%	23	109.5%	

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

アフターコロナ、調査件数はコロナ禍前に注目は「簡易な接触」

近年の税務調査の動向①所得税

(東京局の平成30事務年度と令和 5 事務年度を比較)

➤ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
1	調査等件数	13,047		5,846		18,893		156,686		175,579	
		12,557	96.2%	5,423	92.8%	17,980	95.2%	155,046	99.0%	173,026	98.5%
2	申告漏れ等の 非違件数	11,223		4,303		15,526		94,077		109,603	
		11,048	98.4%	3,841	89.3%	14,889	95.9%	94,553	100.5%	109,442	99.9%
3	申告漏れ 所得金額	1,781		323		2,104		695		2,800	
		1,672	93.9%	291	90.0%	1,963	93.3%	616	88.5%	2,578	92.1%
4	本税	269		22		291				371	
		237	88.1%	20	90.9%	257	88.3%	64	79.5%	321	86.4%
5	加算税	45		3		48				50	
		41	91.8%	3	86.5%	4	8.3%		14.8%	45	89.1%
6	計										86.7%
7	申告所得		対前年比		対前年比						93.5%
8	一件当たり 本税	18,893				156,686		175,579			87.7%
9	一件当たり 加算税	17,980	95.2%			155,046	99.0%	173,026			90.4%
10	一件当たり 追徴税額	15,526				94,077		109,603			88.0%
		14,889	95.9%			94,553	100.5%	109,442			
		2,104				695		2,800			
		1,963	93.3%			616	88.5%	2,578			

(注) 1 平成30年7月1日現在
2 上段は、前年度実績
3 「簡易な接触」による調査等件数
4 追徴税額（本税・加算税）
5 実地調査の件数は、

アフターコロナ、調査件数はコロナ禍前に注目は「簡易な接触」

○ 所得税の調査等の状況

区 分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
項 目		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調 査 等 件 数	件	8,383		1,407		9,790		171,501		181,291	
		9,018	107.6%	1,534	109.0%	10,552	107.8%	152,279	88.8%	162,831	89.8%
申告漏れ等の 非 違 件 数	件	7,381		1,068		8,449		85,314		93,763	
		8,011	108.5%	1,236	115.7%	9,247	109.4%	67,147	78.7%	76,394	81.5%
申告漏れ 所 得 金 額	億円	1,741		132		1,873		1,030		2,903	
		1,656	95.1%	148	112.1%	1,805	96.4%	1,150	111.7%	2,954	101.8%
追徴税額	本 税 億円	259		11		269		18		458	
		297	114.7%	17	154.5%	313	116.4%	9	63.3%	433	94.5%
	加 算 税 億円	48		1		50				52	
		54	112.5%	2	200.0%	56	112.0%		9.0%	59	113.5%
計		307								96.3%	
一件当たり	申告漏れ 所 得 金 額	万円	2							113.1%	
			3							108.0%	
	本 税	万円	3							133.3%	
	追徴税額	万円	5							107.1%	
	加 算 税	万円	3								
	計	万円	3								

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの期間に関するデータ
2 上段は、前事務年度のデータ
3 「簡易な接触」の件数
4 追徴税額（本税）には、
5 実地調査の件数は、既述のとおり

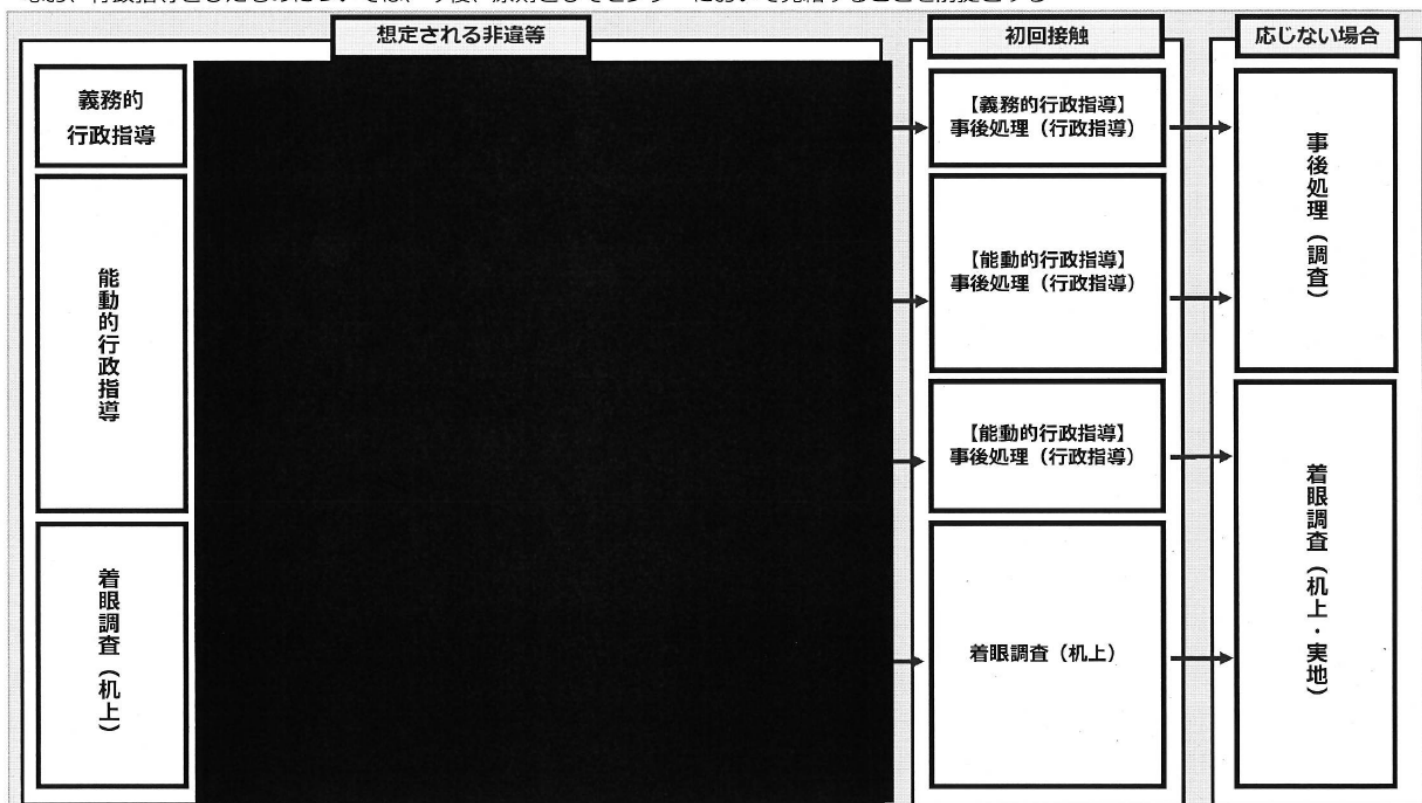
※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

近年の税務調査の動向①所得税（簡易な接触とは）

非違類型別の簡易な接触フロー（原則的な考え方）

現況調査を要するなど実地の調査を要するものや不正還付が疑われる事案を除く

なお、行政指導としたものについては、今後、原則としてセンターにおいて完結することを前提とする



※ 個別に指示する場合は、それに従う

※ ★マークは、行政指導マニュアルによる更正決定等事務の試行を実施するもの

【Ver.1.0】

行政指導は、原則として、文書照会または電話により実施することとし、来署依頼による行政指導は、納税者にとって調査と混同され易いことから実施しない。

R6. 8. 5 全管特別国税調査官(所得税等担
当)及び個人課税部門統括国税調査官会
議資料 1 (別冊)「参考資料」42ページ
より

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

調査件数は減
申告漏れ額up

--

事務年度等		4事務年度	5事務年度
項目			
調査件数	件	311	271
申告漏れ等の非違件数	件	281	241
申告漏れ所得金額	億円	375	173
追徴税額	億円	42	46
一件当り 申告漏れ 所得金額	万円	12,052	6,398
一件当り 追徴税額	万円	1,362	1,702

近年の税務調査の動向②法人税 (東京局の平成30事務年度と令和5事務年度を比較)

別表1：法人税の実地調査の状況

事務年度等		29		30		令和4		令和5	
項 目		件 数 等	前年対比	件 数 等	前年対比	件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	30,942	98.7	30,330	98.0	15,181	162.4	14,670	96.6
非 違 が あ っ た 件 数	2	23,140	100.9	22,744	98.3	11,708	159.8	11,523	98.4
うち不正計算があった件数	3	6,728	106.0	6,404	95.2	3,103	143.1	3,277	105.6
申 告 漏 れ 所 得 金 額	4	5,291	156.0	8,549	161.6	360,883	149.0	475,208	131.7
うち不正所得金額	5	893	112.5	782	87.6	93,506	134.2	83,127	88.9
調 査 に よ る 追 徴 税 額	6	950	139.3	881	92.7	80,755	128.8	98,796	122.3
うち加算税額	7	130	130.0	122	93.8	12,780	124.4	14,313	112.0
不正発見割合 (3/1)	8	21.7	1.4	21.1	▲ 0.6	20.4	▲ 2.8	22.3	1.9
調査1件当たりの申告漏れ 所得金額 (4/1)	9	17,101	158.0	28,188	164.8	23,772	91.7	32,393	136.3
不正1件当たりの 不正所得金額 (5/3)	10	13,275	106.1	12,211	92.0	30,134	93.8	25,367	84.2
調査1件当たりの 追徴税額 (6/1)	11	3,069	141.0	2,905	94.7	5,319	79.3	6,735	126.6

4,752億円

831億円

988億円

※本資料の転載、複製、改変は禁じいたします。

近年の税務調査の動向②法人税 (行政指導(簡易な接触))

(6) 行政指導による接触の状況

項目 接触形態		入力件数				日数		追徴1日当たり		1日当たり		個別指導本人情報	
		自発的見直し要		無申告行政指導		日数		税額件数		追徴税額		(アフターケア)収集	
		①件	②件	③件	④件	⑤日	⑥百万円	①/④件	⑤/④千円	⑥件	⑦件	⑥件	⑦件
臨場	1	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
来署依頼	2	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0
電話照会	3	3,079	2,861	218	1,795	3,348	1.7	1,865	0	5	0	5	5
書面照会	4	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	2	0	2
その他	5	19,597	6,294	13,303	4,305	5	4.6	1	83	6,926	83	6,926	6,926
合計	6	22,676	9,155	13,521	6,100	3,353	3.7	550	83	6,933	83	6,933	6,933

(注) 1 KSKシステムに入力された行政指導実績の件数を示す。
2 業務センター室及び分室処理分を含む。

ポイント

自発的見直し要請及び無申告行政指導を22,676件実施した結果、1日当たり件数は3.7件、1日当たり追徴税額は550千円となった。

R6. 7. 30 全管特別国税調査官(法人税等・源泉所得税担当)及び法人課税部門統括国税調査官等会議資料「資料2 令和5事務年度の法人税等及び源泉所得税の事務実績表28ページ」より

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

事務年度等		平成29事務年度	平成30事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比	
項 目							
①	実地調査件数	件 3,348	件 3,403	件 1,883	件 2,006	9 106.3	
②	申告漏れ等の非違件数	件 2,659	件 2,902	件 1,613	件 1,634	9 101.3	
③	非違割合 (②／①)	% 79.4	% 85.3	% 85.7	% 81.5	ポイン ▲4.2	
④	重加算税賦課件数	件 262	件 376	件 234	件 202	9 86.3	
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)	% 9.9	% 13.0	% 14.5	% 12.4	ポイン ▲2.1	
⑥	(注) 申告漏れ課税価格	億円 904	億円 958	億円 728	億円 729	9 100.1	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円 121	億円 130	億円 92	億円 71	9 76.1	
⑧	追徴税額	本税	億円 192	億円 188	億円 194	億円 191	9 98.5
⑨		加算税	億円 29	億円 27	億円 28	億円 27	9 94.4
⑩		合計	億円 221	億円 216	億円 222	億円 217	9 97.9
⑪		1 実地調査件数 件当たり	申告漏れ課税価格 (⑥／①)	万円 2,699	万円 2,816	万円 3,866	万円 3,634
⑫		追徴税額 (⑩／①)	万円 659	万円 633	万円 1,178	万円 1,083	9 91.9

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

10

事務年度等			平成29事務年度	平成30事務年度	令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
項目							
①	簡易な接触件数		2,359	3,027	5,567	6,066	109.0
②	申告漏れ等の非違件数		684	665	1,205	1,518	126.0
③	回答等の件数 (注1)		832	1,043	調査件数、申告漏れ課税価格は、コロナ前の倍以上！！		
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)		1,516	1,708			
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)		64.3	56.4			
⑥	申告漏れ課税価格 (注2)		8,080	9,745	230	302	131.3
⑦	追徴税額	本税	589	1,700	37	47	127.7
⑧		加算税	43	50	2	2	141.3
⑨		合計	632	1,750	39	49	128.2
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注2)	343	322	413	498	120.5
⑪	当たりの接触	追徴税額 (⑨/①)	27	58	69	82	117.7

事務年度	追徴税額(合計) (億円)	簡易な接触件数 (件)
R元	12	2,291
R2	19	4,028
R3	24	4,994
R4	39	5,567
R5	49	6,066

11

近年の税務調査の動向③相続税 (令和5事務年度海外資産関連事案に対する資料)

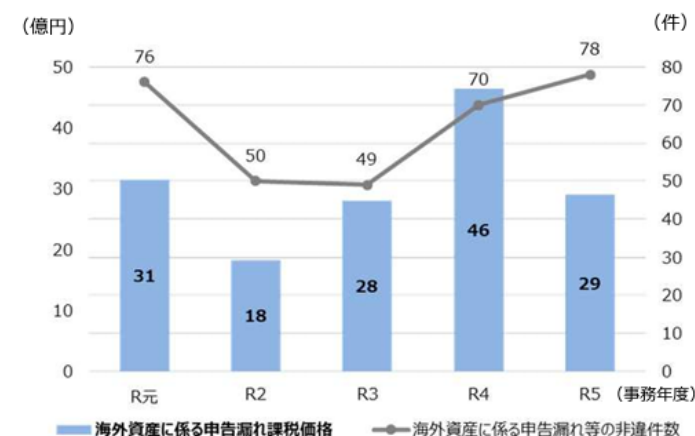
○ 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

事務年度等 項目		令和 4 事務年度		令和 5 事務年度		対前事務年度比	
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	293 件		344 件		117.4 %	
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	244	件	271	件	111.1	%
		70		78		111.4	
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	17	件	20	件	117.6	%
		2		2		100.0	
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	183	億円	174	億円	95.2	%
		46		29		62.4	
⑤	④のうち重加算税賦課対象	8	億円	8	億円	97.8	%
		1		1		51.6	
⑥	非 違 1 件 当 た り の 海 外 資 産 に 係 る 申告漏れ課税価格（④／②）	7,497	万円	6,424	万円	85.7	%
		6,634		3,716		56.0	

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 相続税の海外資産関連事案に対する調査事績の推移



※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

海外投資等を積極的に行っている個人などに対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査が行われている。

所得拡大促進税制など、税額控除の要件や基準期間(前年数値など)の転記誤りなど注意

(支払調書)が入ることは必ずクライアントに伝えておくこと

15

税務当局の方向性（会議資料など）

全国国税局課税（第一・第二）部長（次長）会議資料	
情報公開開	（開示・不開示・部分開示）
	不開示理由（情報公開法第5条の該当号数）
	1.個人関係 2.法人関係（イ・ロ） 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係（本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ）
片文書保存年数 5 年（注）チェックシートは原籍に添付	

保存期間：5年
(令和10事務年度末)

令和6.5.28
29
課 税 部

真に調査すべき者への対応

1 消費税不正還付への対応

消費税不正還付への対応については、課税部重点課題の1つとして各局署で精力的に取り組んでおり、庁に「消費税不正還付PT」を設置した上で関係部署間の情報共有、連携を強化している。当PTでは、当初調査や審理に重点を置きながら課題の分析と対応を検討してきたが、依然として不正還付事案は絶えず、調査で追徴課税しても徴収困難となり、滞納となる事案が発生している。

このような状況を踏まえ、今後は特に、不正還付を企図しにくい環境整備、不正還付が想定される納税者を早期に把握の上確実に還付保留する体制の構築など、不正還付の未然防止についても重点的に取り組んでいく必要があると考えている。

本会議においては、これまでの取組状況等を庁側から説明しつつ、厳格な還付審査の実施、調査企画・調査実施体制の構築及び税制改正等の実情を踏まえ、現状又は今後の諸課題やより一層強化すべき取組について、意見交換を実施する。

【意見交換事項】

消費税不正還付については、今後、上記のような各施策に、部署横断的に取り組んでいく必要があると考えているが、各局においてボトルネックとなりうる諸課題、課税（第一・第二）部長として特に強化すべきと考える取組は何か。

R6.5.28/29 全国国税局課税(第一・第二)部長(次長)会議より

税務当局の方向性（会議資料など）

2 重点管理富裕層に係るデータを活用した管理等

重点管理富裕層は、管理対象者のみならず、関係する個人及び法人も含めて継続的・一体的に管理し、情報収集及び複数税目からの多角的な分析に全国で取り組むこととしている。各局の状況に応じて、概ね一年一巡又は複数年一巡のペースで重点的に確認を行っているものの、管理対象者の増加に伴って管理事務量が増加傾向にあるため、より効率的に管理していく必要がある。

富裕層管理の効率化・均質化を図るため、「富裕層特化型モデル」を令和5事務年度末にリリース予定であることから、本会議においては、富裕層管理における当該モデルの位置付け及びリリース後の活用方法について改めて説明する。

また、富裕層管理に関する諸外国の取組の概要を紹介しつつ、我が国における今後の富裕層管理の方向性に係る検討状況について説明する。

3 納税者の保有する国外財産の捕捉

納税者が保有する国外財産に関する情報の捕捉については、取組を一層強化する必要があるとして各局と意見交換をしてきたところ、これまでの議論を踏まえつつ、次の点に係る検討・取組状況を説明する。

- ・ 民間データベースの活用方法の共有、国外情報の入手方法の拡充
- ・ 国外財産調査及び財産債務調書の適正な提出を促す諸施策（行動経済学のナッジを活用した行政指導等）の検討
- ・ C R S 情報の精度向上に向けた諸外国及び国際機関への働きかけ

4 租税回避スキーム等に係る情報収集及び把握後の対応の在り方

各種税制や複雑な取引・契約等を用いて租税回避を図っていると考えられる事案等については、制度・運用両面からの確に対応していく必要があることから、事務運営指針等に則った庁への上申や「租税回避スキーム等連絡せん」の提出により、情報収集と事案集積を図っている。

本会議においては、「租税回避スキーム等連絡せん」等で把握した情報のより一層の活用に向けた取組方針について説明するほか、東京局から自局の取組状況について紹介いただく。

税務当局の方向性（事務運営の指示：【例】資産課税）

資産課税部門における事務運営

事務運営に係る基本的な考え方

- 資産税各税の適正申告を確保することに努め、全体として均衡のとれた事務運営に配慮する。
- 調査等事務運営に当たっては、確保した調査等関係事務量を有効活用する観点から、深度ある実地調査と行政指導等をバランスよく実施することで効果的・効率的な事務運営に取り組む。

区 分	課題・取組方針	主な内容
調査事務	調査の重点化・進行管理の徹底	調査優先度の高い事案への深度ある実地調査／暫定日数指令方式による進行管理／調査件数の回復
	特官部門の広域運営体制の見直し	リスクスコアや調査実績等を基に、配置署、配置職員数及び対象エリアを見直し
	局主導による事務計画の策定	事務計画の策定方法を従来から抜本的に変更／局署間で意見交換を実施
	簡易な接触による処理の徹底	相続税のメルクマールに該当する事案は簡易な接触（机上調査）による処理を徹底
	調査選定の充実	Pythonにより再構築したR I Nの活用／リスクスコアに応じた優先度判定
	人材育成	機動課による1・2年目職員への指導を実施／若手職員同士の組調査等により責任感を醸成
	土地等譲渡所得調査の充実	事案のリストを実地調査事案の選定に活用／機動特官による調査技法の伝承
	【重点課題】国際化への取組	海外資産関連事案の的確な把握／意識した調査／国外転出時課税見込事案の積極的な調査
内部事務	【重点課題】富裕層への取組	継2事案への文書照会をセンターに集約／局署の企画部署組成の課税困難等事案に対する調査の実施
	【重点課題】無申告事案への取組	行政指導による効率的な処理／行政指導に応じない者は確実に調査／の検討
確定申告関係事務	相続税e-Taxの利用促進に向けた取組	現状/利用促進に向けた取組/税理士からの意見・要望への対応状況/参考資料
	相続税法58条のオンライン連携	相続税法58条通知（固定資産情報）のオンライン連携対応状況/オンライン化のイメージ
審理事務	令和6年分確定申告に向けた検討	スマホ申告への対応/株式等譲渡者（特定口座）のスマホ申告への誘導/贈与税e-Taxの推進
	確定申告事務の効率化	資産税関係納税者に係る入場整理券のオンライン事前発行/無配置署の期前・期後対応
財産評価事務	審理事務の適正な実施	争訟見込事案の的確な見極め/更正の請求等の処理/加算税の取扱い
財産評価事務	財産評価事務の適正な実施	適正な令和7年分土地評価基準の作成 / 財産評価基本通達の適切な運用

R6. 8. 1 全管特別国税調査官(資産税担当)及び資産課税
部門統括国税調査官会議資料「令和6事務年度の資産
課税部門における事務運営」 3 ページより

税務当局の方向性（調査事案の管理方法：【例】法人課税）

○ 調査事案の棚卸取組例（署規模別）

大規模署

中規模署

小規模署

実施方法

活用ツール

次の調査セクションに応じて役割を分担し、右記のツールを活用して、定期的(毎週(一般調査部門)、隔週(機能別部門)、毎月(特官等)等)に調査事案全件の棚卸を実施

区分	一般調査部門	、法人国際官等の機能別部門	特官、消費税等部門、源泉調査部門
実施者	・調査担当副署長 ・第1統括官 ・特別管理部門統括官	・調査担当副署長 ・特別管理部門統括官	・内部・特官担当副署長 ・第1統括官 ・必要に応じて源泉統括官

POINT!!
重点的に指導を要する統括官に対しては、調査資料を確認しながら、調査展開等を検討し、**処理の方向性を具体的に指示する。**

第1四半期は毎週、以後隔週を目的に、副署長・第1統括官が各統括官等から全ての仕掛事案に係る現状・方向性等を聴取した上で事案に応じた**処理の方向性を具体的に指示**

POINT!!
副署長は、準備調査表の決裁、不正発見メモ、若手職員との事案検討会など、あらゆる機会を捉えて事案の進捗状況を把握し、**事案棚卸の際に、担当統括官にその後の進捗状況を確認するとともに、処理の方向性等を具体的に指示する。**
また、是認が見込まれる事案については、担当者から調査状況を聴取するとともに、調査資料から再検討して、追加の問題点や検討事項を抽出する。

毎月2回、特官、統括官、総括首席をメンバーとした副署長主催の「調査部門連絡会」を開催し、調査事案全件の棚卸を実施

POINT!!
各部門で作成している事案管理表に基づき、仕掛事案及び着手予定事案の概要を特官統括官から発表してもらい、メンバー全員で調査展開を検討し、副署長、第1統括官が**処理の方向性等を具体的に指示する。**

選定支援システム「結」

- ・フラグ機能
- ・コメント機能

法人課税集計システム

- ・部門別調査実績集計表(法人)
- ・進行管理表

KSKシステム

- ・法人管理簿

署独自作成資料

- ・事案管理表
- ・調査中、調査処理の状況
- ・不正発見メモ

その他

- ・準備調査表
- ・調査経過記録書
- ・調査資料

調査事案の進捗が遅いと
思ったら・・・

担当者に「どのような処理の方向性が指示されているか」聞くことも選択肢の一つ

R6. 7. 30 全管特別国税調査官(法人税等・源泉所得税担当)及び法人課税部門統括国税調査官等会議資料「分科会資料(調査事務運営に関するマネジメントのポイント)」2ページより

○：継続、★：新規、☆：一部変更

- 調査法人から取得した仕訳データをインポートすることによって、データ分析を効率的に行うことができる会計データ分析ツール「Expert 1」を全署へ展開

- ・優良な電子帳簿については・
- ・調査開始起算日は？

20

税務当局の方向性（調査事案の管理方法：【例】法人課税）

調査スケジュールへの意識向上

【資料②】

○ 調査着手モデル(上席・調査官)

実地調査

6事務	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	6事務
1日													1日
2日										19 件目			2日
3日													3日
4日			5 件目			14 件目							4日
5日								17 件目					5日
6日		2 件目											6日
7日													7日
8日				9 件目						20 件目			8日
9日													9日
10日			6 件目										10日
11日													11日
12日													12日
13日													13日
14日													14日
15日													15日
16日		9月施行仮決		10 件目	12月施行仮決						6月施行仮決		16日
17日			7 件目										17日
18日				11月施行仮決						5月施行仮決			18日
19日	8月施行仮決												19日
20日		3 件目	10月施行仮決		12 件目	1月施行仮決						7月施行仮決	20日
21日							15 件目	3月施行仮決	4月施行仮決				21日
22日													22日
23日	1 件目			11 件目									23日
24日							2月施行仮決						24日
25日			8 件目									翌期 先行	25日
26日													26日
27日		4 件目			13 件目					18 件目			27日
28日							16 件目						28日
29日													29日
30日													30日
31日													31日

(注) 1 当該モデルは、業務センター対象署における調査着手のスケジュール(計画件数:20件)を「モデル」として示したものと
 2 業務センター対象の有無、確申署及び部門構成などに応じて弾力的に調査着手
 3 仮決議はセンター回付の1か月前を目安として例示

R6. 7. 30全管特別国税調査官(法人税等・源泉所得税担当)及び法人課税部門統括国税調査官等会議資料1「法人課税部門の事務運営」61ページより

税務当局の方向性（提出された申告書のどこをチェックされるか【例】法人課税）

○ 申告書審理の留意点一覧

チェック項目	主 な 検 討 事 項	検 討 例	関連別表
1 法人税額の特別控除	適用事業年度の比較雇用者給与等支給額は前事業年度の雇用者給与等支給額と一致しているか	前事業年度も制度を適用している場合、前事業年度の別表を確認する	別表 6
2 租税特別措置法における適用額の制限	更正の請求等において特定の事項を増加させていないか	確定申告書に記載された特定の事項に係る金額を確認する	別表 6
3 交際費等の損金不算入	期末資本金等とされる金額の計算が適正か	貸借対照表や定款を確認する	別表 15
4 受取配当等の益金不算入	①株式等の区分誤りはないか ②益金不算入の対象となる受取配当か	別表 8 (1)に記載されている銘柄等について検討する	別表 8 (1)
5 建物等の減価償却方法	取得時期に応じた償却方法を適用しているか	固定資産償却明細などから取得日を確認する	別表16(1) 16(2)

6 役員給与の損金不算入	損金不算入の役員給与の加算漏れがないか	役員給与等の内訳書から検討する	—
7 特定同族会社の特別税率（留保金課税）	適用対象法人に誤りはないか	法人株主について、別表2や貸借対照表から検討する	別表2 3(1) 4
8 大法人の100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の不適用	適用対象法人に誤りはないか	法人株主について、別表2や貸借対照表から検討する	別表2
9 消費税	固定資産の売却に係る対価の額を課税標準額及び課税売上割合の計算に含めているか	損益計算書等から固定資産の売却がないか検討する	消費税 付表2-1 付表2-2 付表2-3

R6. 8. 5 審理専門官・審理担当官(法人税等担当)事務打合せ会資料「申告書審理の留意点」
1. 2 ページより

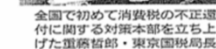
[illegible]

であるが、仕入も輸出も
どの虚偽、という事例な
どある。

「不正還付の虚偽が複雑
で大規模になり、数も多くな
っている。消費税率の引
き上げで不正の比率が増
していると思われる。」

― 対策本部は、どのよ
うな調査を目指すのか。
「多くの部署が相互に連
携し、調査を深めてい
く。例えば、税務調査をして選
取処分をしたところ、徴収吏
でしかつらう必要があり
た。徴収と早い段階から
連携する。」

― 連年の取引が虚偽だ、



もしは取事失敗がなな
まという立場は、悪いの
不正の立証がハードに高
い。取引先や海外に出
てしまったらに出資分と
いうケースもある。ど
の制度でも税を隠れる
課税処分と税務訴訟は免
れずとも負けないかなを
検討する余地もあり、そ
れらの判断を専門的に税
理顧問などに委ねても
いい。

●消費税の収収（'00
2—1年度）税収計は、本
邦9,000億と、日本の
税収の約3割を占めるの
の税金でもある。その保
険金でも前が起つてい
る。この一環の建設費
「消費税は、これからの
福祉社会を築く重要な税
だ。国民の関心も高い。不

[illegible]

消費税の留意事項（会議資料など）

消費税不正還付対策本部 指針

1 設置目的

調査・徴収事務については、経済取引の国際化、広域化、ICT化及び複雑化等に適切に対応するとともに、納税者のコンプライアンスの維持・向上を図りつつ、組織としてのパフォーマンスの向上に努めているところである。

こうした状況の中、社会経済情勢を広い視野で的確に捉え、課税部、徴収部、調査部及び査察部の連携を密にし、組織横断的に調査・徴収事務を行うことが一層重要となっており、局内に課税戦略協議会を設置しているところ、消費税不正還付事案の対応については局内のみならず、各署の消費税専担部署が事案に従事しており、各署からも局内の関係各課と一緒に取り組みたいといった意見も多く、局署の連絡・連携が不可欠になっている。

このため、局署の消費税専担部署と関係各課の連携・協調体制を強化し、一体感を持って調査・徴収事務に従事することを目的として、消費税不正還付対策本部を設置するものである。

2 構成員

本対策本部の構成員については、別紙「消費税不正還付対策本部 構成員一覧表」のとおりとする。
 なお、別紙構成員以外についても、本対策本部の議題の内容に応じて別途構成員を追加できる。

3 取組事項

本対策本部は、消費税不正還付事案の企画、立案及び調査の実施について、各主管課、資料調査課や課税二部統括国税実査官からの助言を受けながら、個々の事案の効果的な展開方法や人的活用を図り組織を挙げて対応する。

さらに、局署の調査実施部署のみならず、審理部署や徴収部特別整理総括第一課などの徴収部署も加え、適宜検討する場を設けて効果的に消費税不正還付事案へ対抗する。

4 開催

必要に応じて随時開催とし、議題の内容によって、その議題に応じた構成員を招集する。

消費税の留意事項（会議資料など）

別紙

消費税不正還付事案対策本部 構成員一覧表

【局】

局長【対策本部長】			
課税第一部	部長	課税第二部	部長
	次長		次長【座長】
	課税総括課長		法人課税課長
	資料総括課長		消費税課長
	統括国税実査官（消費税等担当）		統括国税実査官
	審理課長		資料調査第一課長
	個人課税課長	徴収部	徴収課長
	資料調査第一課長		特別整理総括第一課長
調査第一部	調査管理課長	査察部	特別国税徴収官（消費税等）
	広域情報管理課長		資料情報課長

【署】

消費税特別調査部門	特別調査情報官（消費税担当）
消費税専門官	審理専門官（消費税不正還付事案担当）

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。25

R6.7.25 「消費税不正還付対策本部資料」より

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。



令和5事務年度 法人税等の調査 事績の概要

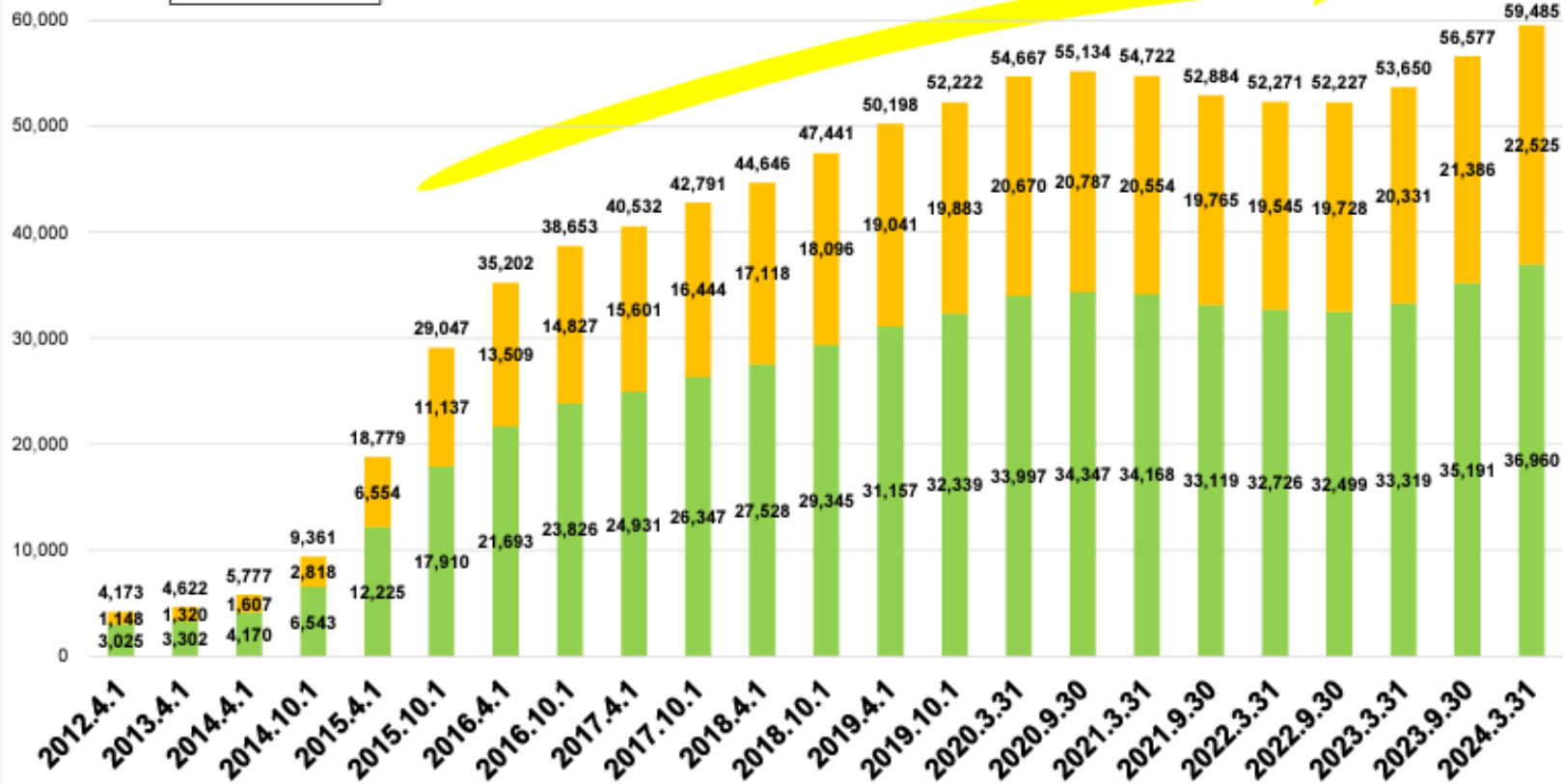
1 消費税還付申告法人に対する取組

➤ 東京国税局では、令和4年9月に「消費税不正還付対策本部」を設置し、不正に還付申告を行っていると思われる輸出免税法人及び輸販場経営法人などに対する還付審査、実地調査、不正転売にかかるブローカーなどに対する実地調査、即時徴収等に関係部課が協働して対応しております。

➤ 令和5事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、1,599件（前年対比88.8%）に対し実地調査を実施し、消費税201億1百万円（同62.5%）を追徴課税しました。また、そのうち240件（同84.2%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、32億85百万円（同44.5%）を追徴課税しました。

免税店数の推移

■ 橙色：地方部免税店数
■ 緑色：三大都市圏店数



観光庁HP
都道府県別消費税免税店数
(2024年3月31日現在)

消費税の留意事項

消費税不正還付事例

＜主な不正の手口＞

～架空の国内仕入れ（課税取引）及び架空の輸出売上げ（免税取引）を計上～

調査法人は、取引実態がないにもかかわらず、国内での仕入れを装い架空仕入れ（課税仕入れ）を計上するとともに、国外への販売を装い架空免税売上げ（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金を記載した消費税の確定申告書を提出し、不正に消費税の還付を受けようとしていました。



※ 事業者が国内で商品を仕入れる際には、消費税が課されますが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）する際には、消費税が免除（免税取引）されます。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除してマイナスとなった場合は、消費税の申告を行うことで仕入れに係る消費税の還付を受けることができます。

1 免税取引
消費税 0

2 課税取引
消費税 500

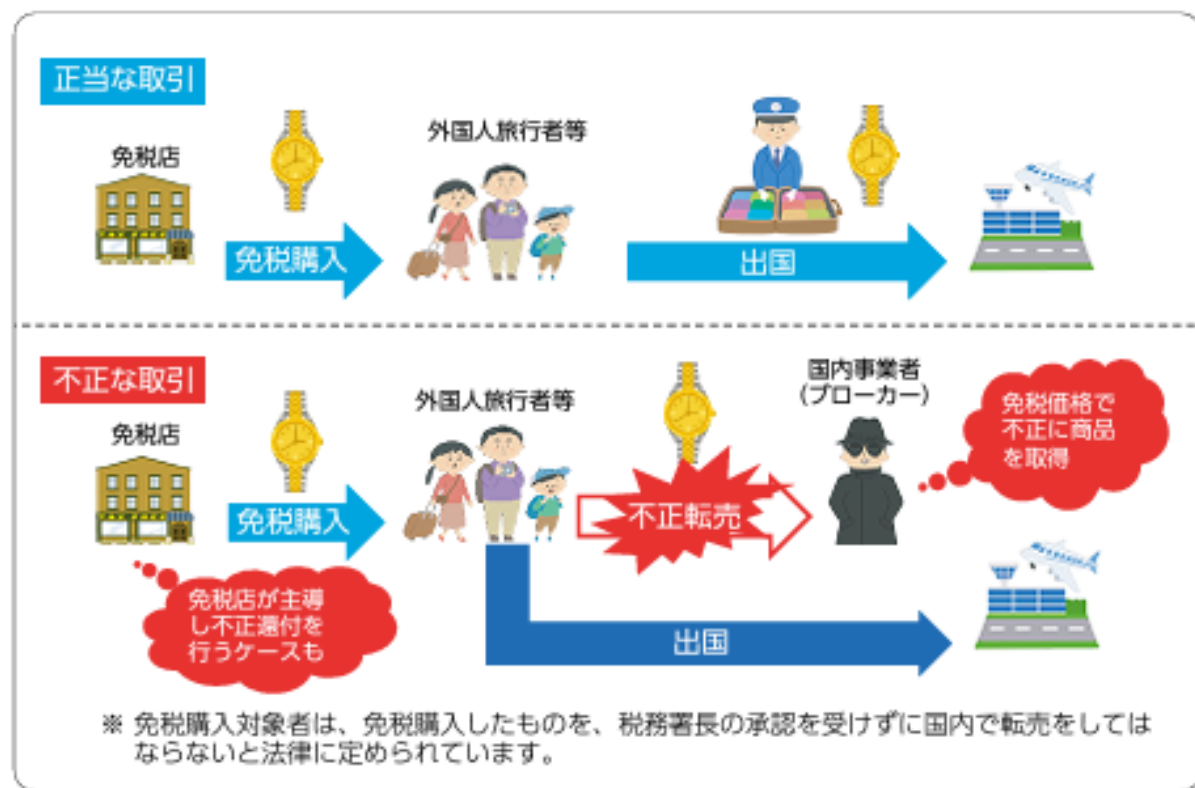
申告

1 – 2

仕入税額控除 500
消費税 ▲500

消費税の留意事項

消費税不正還付事例



輸出物品販売場制度の見直し

多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発し、出国時に免税購入物品を所持していない外国人旅行者を捕捉し即時徴収を試みても、その多くが滞納となるなど、輸出物品販売場制度の不正利用は看過できない状況となっています。

このような実態を踏まえ、令和6年度税制改正大綱（令和5（2023）年12月22日閣議決定）において、「免税販売の要件として、新たに政府の免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報（仮称）の保存を求める」こととされ、これにより、**出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す方向性が明示されました。**

なお、**具体的な制度の詳細については、令和7年度税制改正において結論を得ることとされています。**

令和 6 年 5 月 10 日
消費税不正還付対策本部

(5) 輸出免税法人・輸販場に対する調査

調査部の調査状況

事務年度	着手件数	35歳未満 超過	処理件数	1件当たり 調査日数	消費税 追徴税額 (百万円)
4	11	2	10	376.8	※17,380
3月末現在	11	2	3	389.3	※15,800
5 (3月末現在)	8	1	4	300.8	330

R4.7月からR6.3月までの消費税不正還付事案に係る不服申立ての状況 (単位: 件)

令和6事務年度
局長引継ぎ文書
「消費税不正還付への対応」より

(注2)「①再調査の請求」欄のR5事務年度の処理件数616件のうち、46件は一部取消しであり、その他は全て棄却・却下である。

【資料③】

- ◆ 消専官（審査）が審査において要調査と判断した事案のうち、所轄署調査部門で着手すべき事案 [REDACTED] の有無を含む）は、局法人課税課から所轄署法1統に対して連絡
- ◆ 還付審査内容、調査におけるポイント等については、消専官（審査）から所轄署に個別に説明
- ◆ 所轄署においては、担当部門に加え、必要に応じて筆頭部門等による支援を含めて署内で調査体制を構築
- ◆ 消専官（調査）による [REDACTED]
[REDACTED]して実施
- ◆ 所轄署調査部門においては、必要に応じて、計画件数を柔軟に見直し

 困難性	所轄署 調査部門  消専官（調査） 〈4署16名〉 が支援	二部統実官 〈15名〉 消費税特調 〈1署17名〉
	所轄署 調査部門 （支援なし）	消費税特情官 〈3署24名〉

還付申告税額

- ・ 消專官（調査）は[REDACTED]に専念
- ・ 二部統実官、消費税特調及び消費税特情官が行う合同事案・調査支援は、従前と変更なし

令和6年8月5日開催
審理専門官及び審理担当官（法人税
等担当）事務打合せ会資料
資料5「審理専門官（消費税不正還付
事案担当）」の運営方針2頁

○ 令和6事務年度の消費税調査専担部署の調査、審査及び審理体制

署	消費税 特別調査部門	特別調査情報官	消費税専門官 (調査支援)	消費税専門官 (還付審査)	審理専門官 (不正還付)	総人数
東京上野	17名	—	4名	12名	2名	35名
新宿	—	7名	4名	4名	1名	16名
渋谷	—	7名	4名	6名	1名	18名
豊島	—	10名	4名	6名	1名	21名
合計	17名	24名	16名	28名	5名	90名

(注) 消費税特別調査部門は全管広域運営、特別調査情報官及び消費税専門官（調査支援）はブロック運営を実施。

令和6事務年度
局長引継ぎ文書
「消費税不正還付への対応」より
作者一部加工

令和6事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

番名等	区分	総合調査		開発調査		機動担当		特 官 (広 域)				特 官		特別調査		国 際		国 際		国 税	
		総合調査	調査企画	特 官	特 官	個 人	責 任	法 人	法 人	景 観	責 任	法 人	法 人	景 観	責 任	法 人	法 人	景 観	責 任	法 人	法 人
千葉 東	◎	東京上野	◎	麹町	◎	◎	◎	◎	◎	足立	麹町	神田									
千葉 南	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	千葉東	千葉東		千葉東	足立	麹町	神田										
千葉 西	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	千葉東	千葉東		千葉東	足立	麹町	神田										
麹 子	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	松戸	千葉東	成田	千葉東	足立	麹町	神田										
市 川	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	◎	◎		千葉東	足立	麹町	神田										
船 橋	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	市川	市川		千葉東	足立	麹町	神田										
船 山	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	千葉東	千葉東	千葉東	千葉東	足立	麹町	神田										
木 更 津	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	千葉東	千葉東		千葉東	足立	麹町	神田										
松 戸	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	◎	市川		千葉東	足立	麹町	神田										
生 原	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	松戸	千葉東	成田	千葉東	足立	麹町	神田										
茂 原	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	千葉東	千葉東	千葉東	千葉東	足立	麹町	神田										
成 田	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	松戸	千葉東	◎	千葉東	足立	麹町	神田										
東 金	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	松戸	千葉東	千葉東	千葉東	足立	麹町	神田										
柏	千葉東	東京上野	千葉東	麹町	松戸	市川		千葉東	足立	麹町	神田										
麹 町	◎	◎	神田	◎	◎	東京上野		◎	足立	◎	神田	蒲田									
神 田	麹町	麹町	◎	麹町	麹町	東京上野			足立	麹町	◎	蒲田									
日 本 橋	京橋	東京上野	京橋	麹町	京橋	東京上野			足立	芝	神田	蒲田									
京 橋	◎	東京上野	◎	麹町	◎	東京上野		◎	足立	芝	神田	蒲田									
芝	蒲田	品川	蒲田	麹町		渋谷		蒲田	足立	◎	麻布	蒲田									
麻 布	蒲田	品川	新宿	麹町		渋谷			足立	芝	◎	蒲田									
品 川	蒲田	◎	蒲田	麹町	◎	日暮	◎		蒲田	芝	麻布	蒲田									
四 谷	新宿	麹町	新宿	麹町	新宿	新宿		新宿	足立	麹町	麻布	蒲田									

令和6年7月30日開催
全管特別国税調査官（法人税等・源泉
所得税担当）及び法人課税部門統括国
税調査官等会議資料
資料 1 「法人課税部門の事務運営」
35頁

令和6事務年度 主な機能別職員の広域運営等の状況

区分	特別調査 情報官	特別調査 情報官	消費税 専門官	関係課長 調査部門	関係課長 内部事務	指導官	動					官		東京 調査 会 社	酒類調査 センター (広・広域)
							人			法		人			
							個	調査支援	特命	一 般	機動担当 部門	特命担当	一 般 公 益		
署名等	情報官	消費税 専門官	調査部門	内部事務	指導官	一般	調査支援	特命	一 般	機動担当 部門	特命担当	一 般 公 益			
千葉東	随町	豊島	東京上野	日本橋	◎	◎	◎	◎2	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿	◎	◎	
千葉南	随町	豊島	東京上野	日本橋	千葉東	千葉東	◎	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿		千葉東	
千葉西	随町	豊島	東京上野	日本橋	千葉東	千葉東	千葉東	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿		千葉東	
銚子	随町	豊島	東京上野	日本橋		成田	成田	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿	千葉東	千葉東	
市川	随町	豊島	東京上野	日本橋	千葉東	松戸	◎	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿		千葉東	
船橋	随町	豊島	東京上野	日本橋	千葉東	松戸	市川	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿	千葉東	千葉東	
館山	随町	豊島	東京上野	日本橋	千葉東	千葉東	千葉南	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿	千葉東	千葉東	
木更津	随町	豊島	東京上野	日本橋	千葉東	千葉東	千葉南	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿	千葉東	千葉東	
松戸	随町	豊島	東京上野	日本橋		◎	◎	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿		千葉東	
佐原	随町	豊島	東京上野	日本橋		成田	成田	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿	千葉東	千葉東	
茂原	随町	豊島	東京上野	日本橋	千葉東	千葉東	千葉南	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿	千葉東	千葉東	
成田	随町	豊島	東京上野	日本橋		◎	◎	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿		千葉東	
東金	随町	豊島	東京上野	日本橋	千葉東	成田	千葉東	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿	千葉東	千葉東	
柏	随町	豊島	東京上野	日本橋		松戸	松戸	千葉東	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿		千葉東	
随町	◎	豊島	豊島	神田		神田	◎	京橋	四谷		神田	◎	◎	渋谷	豊島
神田	随町	豊島	豊島	◎		◎	随町	京橋	四谷		◎	随町・森本・渋谷・新宿	渋谷	豊島	
日本橋	随町	豊島	豊島	◎		神田	京橋	京橋	四谷		神田	随町・森本・渋谷・新宿	渋谷	豊島	

令和6年7月30日開催
全管特別国税調査官(法人税等・源泉
所得税担当)及び法人課税部門統括国
税調査官等会議資料
資料1「法人課税部門の事務運営」
37頁

審理専門官（消費税不正還付事案担当）の運営方針

1 審理専門官（消費税不正還付事案担当）の設置

消費税不正還付事案担当の調査セクションの増加に伴い、署における消費税不正還付事案の審理の充実を図る必要があることから、東京上野署に配置している審理専門官3名のうち2名、新宿署、渋谷署及び豊島署に配置している審理専門官2名のうち1名を消費税不正還付事案担当とする。

2 審理専門官（消費税不正還付事案担当）の担当事務

審理専門官（消費税不正還付事案担当）の事務は、以下のとおりとする。

- (1) 自署に設置されている消費税の機能別部門等（消費税特別調査部門、特別調査情報官（消費税担当））が支援する消費税不正還付事案の次の調査審理
 - イ 調査着手前の審理面の相談・助言
 - ロ 調査中の審理面の相談・助言
 - ハ 広域対象署の審理担当との連絡
- (2) 個々の事案打合せ会への参加
- (3) 広域対象署の審理担当者との連絡事務（事案内容の説明等）

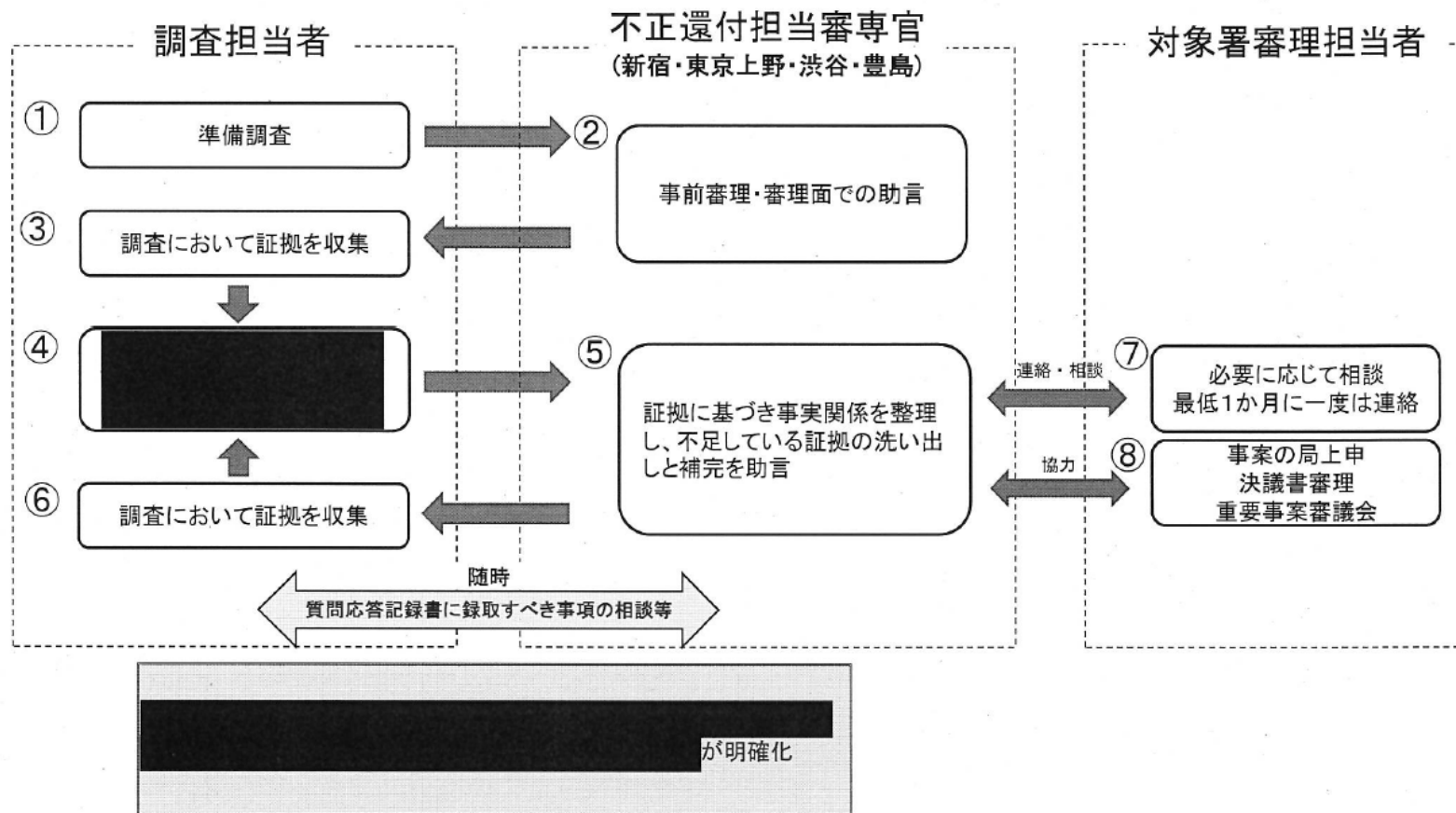
なお、審理専門官（消費税不正還付事案担当）は広域運営を行わないため、以下の事務は広域対象署の審理担当が行うこととなるが、事案の状況に応じて、審理専門官（消費税不正還付事案担当）が広域対象署の審理担当と協力して行うこととする。

- ・ 広域対象署事案の決議書審理
- ・ 広域対象署事案の上申
- ・ 広域対象署事案の重要審議会への出席

令和6年8月5日開催
審理専門官及び審理担当官（法人税
等担当）事務打合せ会資料
資料5「審理専門官（消費税不正還付
事案担当）」の運営方針4頁

消費税不正還付事案の早期関与

(消特情・消特調事案の場合)



令和6年8月5日開催
 審理専門官及び審理担当官（法人税等担当）事務打合せ会資料
 資料5「審理専門官（消費税不正還付事案担当）」の運営方針5頁

消費税還付申告に関する国税当局の対応について

消費税は、輸出免税や免税店における免税販売が主要な事業である場合、ないしは多額の設備投資を行った場合などに、還付申告書を提出することで還付金を受けることができる仕組みとなっています。

多くの納税者の方々が正しく申告をする一方、そのような消費税の仕組みを悪用し、実際に取引をしたように見せかけるなど、虚偽の内容で申告書を提出して、消費税の還付を不正に受けようとする事案も発生しています。

消費税の還付申告の中には、上記のような不正還付事案の他にも、各取引に関する課税取引や非課税取引といった区分の誤りや固定資産等の取得時期の誤りなども見受けられます。

そのため、国税当局としては、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いをいったん保留しつつ、還付申告の原因を確認するため、行政指導において、証拠書類（例えば、還付申告の主な原因が輸出免税である場合には輸出許可通知書やインボイス等の写し、設備投資である場合には契約書や請求書等の写しのほか、取引実態の確認できる資料）の提出をお願いすることや、税務調査を実施する場合があります。

還付申告の原因の確認に当たっては、個別具体的な各種の事情に応じた対応を行うことから、例えば、課税仕入れや免税取引等の相手方と連絡が取れないことなどにより取引の実態の確認が困難である場合や、取引に係る金銭授受の事実確認が困難である場合、輸出等に係る証拠書類が適切に保管されていない場合などにおいては、それらの確認に時間を要し、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

国税当局としては、可能な限り速やかに上記の実態の確認等に努めるとともに、これらの結果、還付税額が過大と認められる事由がないことが判明した場合には、遅滞なく還付を行うこととしていますので、納税者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

国税通則法 第56条
 国税局長、税務署長又は
 税関長は、還付金又は国税
 に係る過誤納金があるとき
 は、遅滞なく、金銭で還付
 しなければならない。

行政指導の名のもと、進行年分に対する「証拠書類の提出」における関連資料について、場合によっては調査になっていないか？

「調査宣言を行ってください。」
などの対応も必要か。

国税庁HP令和6年11月更新
消費税還付申告に関する国税当局の
対応について
[https://www.nta.go.jp/publicatio
n/pamph/pdf/0022001-098.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022001-098.pdf)

国際関連の留意事項

海外口座情報が効果発揮、相続税申告漏れを指摘も

国際的な脱税や租税回避を防ぐために約100カ国・地域の税務当局が金融口座の情報交換を行う新制度が効果を示し始めた。日本居住者が海外に保有する口座情報の蓄積が進み、国税当局はこれをもとにした税務調査に取り組む。新制度を活用し、海外資産がからむ相続税の申告漏れを指摘した事例も出ている。

新制度は**CRS (Common Reporting Standard=共通報告基準)**。各国の税務当局が金融機関に、国外に住む顧客（非居住者）の口座情報を報告させ、年1回、参加国間で情報交換する。

経済協力開発機構(OECD)で策定された。日本は2018年から参加し、同年秋に日本居住者が海外に持つ口座情報約55万件を入手した。交換で得られる情報は顧客の氏名、住所、口座残高、利子・配当の年間受取総額などだ。

国税庁は2日までに、CRSで得られた情報を端緒として、親族から遺産を相続した女性の約4千万円の相続税申告漏れを指摘したことを初めて明らかにした。女性は相続に際して、親族に海外資産があることを知らないまま相続税を申告。東京国税局はCRSで得た海外の口座情報をもとに税務調査を実施した。親族が海外に預金と不動産を持っていることが分かり、同国税局は申告漏れを指摘し、約2千万円を追徴課税した。

これまでも、国税当局は海外と運携し一定の成果は上げてきた。ただ、CRSの威力は「自動的、電子的、義務的であることがこれまでと大きく違う」（国税庁）という。毎年、各国から居く膨大な量の金融口座情報は国税当局にとって、まさに「宝の山」となる。

関係者によると、他にもCRS情報を端緒とした複数の税務調査に着手しているとみられる。ある国税局幹部は「現在は調査先を選定している段階。本格的な調査は今年の7月以降になるだろう」と話した。

I 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

- 経済取引のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有・運用の形態も複雑化・多様化する中、国税庁では、適正・公平な課税・徴収の実現のため、また、国際的な脱税及び租税回避に対処するため、租税条約等の規定に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施しています。

			令和 3 事務年度	令和 4 事務年度	対前事務年度比
自動的 情報交換	CRS情報※1	外国からの受領件数	2,500,664	2,526,181	101.0%
		我が国からの提供件数	651,794	532,037	81.6%
	CbCR※2	外国からの受領件数	2,246	2,237	99.6%
		我が国からの提供件数	901	866	96.1%
	法定調書情報※3	外国からの受領件数	99,019	77,103	77.9%
		我が国からの提供件数	767,611	750,791	97.8%
自発的情報交換※4		外国からの受領件数	448	812	181.3%
		我が国からの提供件数	73	131	179.5%
要請に基づく情報交換※5		我が国からの要請件数	639	641	100.3%
		外国からの要請件数	128	252	196.9%

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

【報道発表資料】令和6年1月
「国税庁令和4事務年度 租税条約等
に基づく情報交換事績の概要」
より

※ 1 共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）に基づく非居住者の金融口座情報を外国税務当局と定期的に交換しています。

※ 2 多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する国別報告書（CbCR: Country by Country Report）を外国税務当局と定期的に交換しています。

※ 3 法定調書により把握した非居住者への支払（利子、配当、不動産賃借料）についての情報を外国税務当局と交換しています。

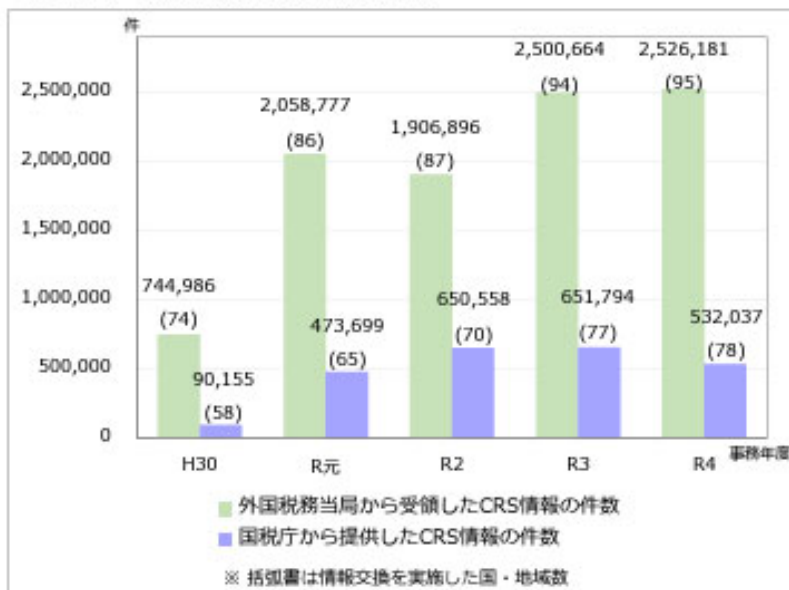
※ 4 国際協力の観点から、自国納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供しています。

※ 5 個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請しています。

(1) CRSに基づく非居住者の金融口座情報（CRS情報）の交換

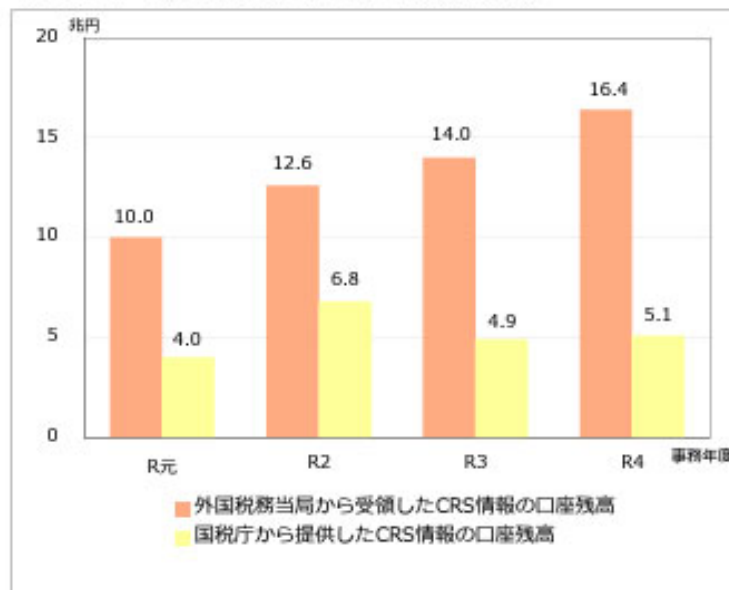
- CRSは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、非居住者の金融口座情報（氏名・住所・口座残高など）を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として、OECDが策定・公表したもので、我が国もこの枠組みに基づき、外国税務当局との間で情報交換を実施しています。
- 令和4事務年度は、日本居住者のCRS情報約253万件（個人口座約250万件、同残高約10.9兆円、法人口座約3万件、同残高約5.5兆円）を95か国・地域の外国税務当局から受領し、外国居住者のCRS情報約53万件（個人口座約51万件、同残高約1.1兆円、法人口座約2万件、同残高約4兆円）を78か国・地域の外国税務当局に提供しました。

グラフ1 CRS情報の交換件数の推移



※ H30事務年度は、平成29年1月1日以降に新たに開設された口座や平成28年12月31日時点の口座残高が1億円を超える個人口座など、一部の口座情報のみが交換対象。

グラフ2 交換したCRS情報の口座残高の推移



※ H30事務年度については集計を行っておりません。

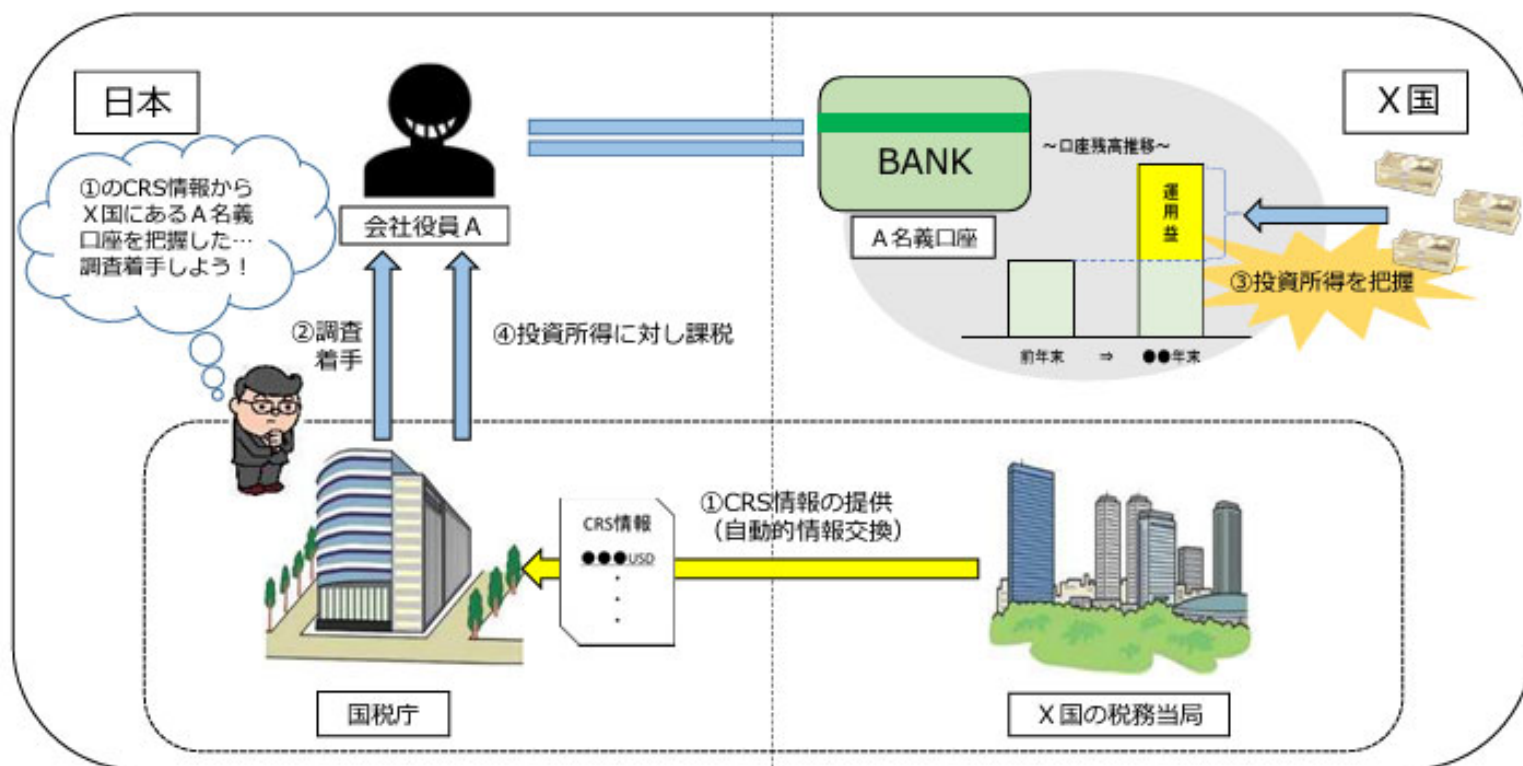
【報道発表資料】令和6年1月
「国税庁令和4事務年度 租税条約等
に基づく情報交換実績の概要」
より

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

受領したCRS情報の活用例

受領したCRS情報から、複数の国内外法人の役員を務める個人Aが、X国にある金融口座に多額の資金を保有していることを把握。口座残高が前年から大幅に増加しており、申告に反映されていない収入があることが想定されたため、調査に着手した。

調査において、当該口座の資金原資の解明を行った結果、個人Aが利子・配当等を含む多額の投資所得を得ていた事実を把握した。



【報道発表資料】令和6年1月
「国税庁令和4事務年度 租税条約等
に基づく情報交換事績の概要」
より

外貨預け入れ



10万ドル分口座へ
レート：預入時1ドル = 105円
※ 1,050万円分

米国株購入



10万ドル分米国株へ

米国株10万⇒9万ドル



損切り・・・売却
9万ドル分外貨へ

外貨口座



9万ドル分口座へ
レート：預入時1ドル=150円
※ 1,350万円分
円ベースだと300万円の譲渡

加算税で気を付けたいこと

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

近年の加算税制度等の改正

平成 18 年	・期限内納付があった場合の無申告加算税等の不適用制度の創設 ・無申告加算税の割合の引上げ（一律 15% ⇒ 15%・20%）
平成 22 年	・脱税に係る法定刑の引上げ等（5 年⇒10 年、500 万円⇒1,000 万円）
平成 23 年	・「故意の申告書不提出によるほ脱犯」及び「消費税の不正受還付罪の未遂罪」の創設
平成 24 年	・国外財産調書制度の創設（合計 5,000 万円超の国外財産を有する居住者） ①加算税の軽減措置 提出された調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、加算税を軽減（▲5%） ②加算税の加重措置 調書の提出がないとき又は提出された調書に記載のない国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、加算税を加重（＋5%）
平成 25 年	・延滞税等の見直し（特例基準割合を「公定歩合＋4%」⇒「貸出約定平均金利＋1%」に変更）
平成 27 年	・財産債務調書制度の創設（財産債務明細書を改組） 財産債務調書に記載をした財産若しくは債務に係る所得税等又は財産に対する相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産若しくは債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%軽減されるという制度
平成 28 年	・加算税制度の見直し（調査通知後における加算税の見直し、繰り返し無申告等の加重措置の導入）

令和2年	・ 国外財産調書制度等の見直し(国外財産の取得等に係る書類を納税者が提示・提出しない場合は加算税を加重) ・ 利子税・還付加算金等の割合の引下げ(貸出約定平均金利+0.5%)
令和3年	・ 電子帳簿等保存制度の見直し(承認制度の廃止、保存要件の抜本的見直し、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の創設、電子取引の電子保存義務化等)
令和4年	・ 帳簿の不保存・記帳不備に係る過少申告加算税等の加重措置の整備 ・ 証拠書類のない簿外経費への対応 所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿（対象範囲：一定の売上に係る帳簿）の提出の求めがあった場合において、次のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に、10%加重（下記②については、5%加重）する。 ①不記帳・不保存であった場合（提出をしなかった場合） ②提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分である場合は①と同じ） ※納税者の責めに帰すべき事由がない場合（災害等の場合）は上記の措置は適用しない。
令和5年	・ 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ ・ 連年無申告に対する無申告加算税等の加重措置の整備
令和6年	・ 更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備 (従前、申告後に隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であったとしても、重加算税を賦課することができない)

財務省HP「納税環境整備に向けた主な施策」をもとに作成（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/tins/n04_11.pdf）

加算税の概要

加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課されるもので、一種の行政制裁的な性格を有する。

名称	課税要件	課税割合 (増徴率に対する)	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税 (注1～3)	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% ―― { 期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分(※) } 15%	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合 (注4)	不適用
無申告加算税 (注1・3・5・6)	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15% ―― [50万円超300万円以下の部分] 20% ―― [300万円超の部分] 30% (注7)	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
		更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 (注4)	5%	
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10%	・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%
重加算税 (注5・6・8)	仮装隠蔽があった場合	{ 過少申告加算税・不納付加算税に代えて } 35% ―― [無申告加算税に代えて] 40%	(※の例) 修正申告により納付すべき税額 申告納税額250万円 50万円 100万円 期限内申告100万円 15% 10%	

(注1) 国外財産調書・財産債務調書の提出がある場合には5%軽減(所得税・相続税)する。国外財産調書・財産債務調書の提出がない場合等には5%加算(所得税・相続税(財産債務調書については所得税))する。国外財産調書について、税務調査の際に国外財産の関連資料の不提出等があった場合には更に5%加算等する。

(注2) 電子帳簿等保存法上の一定の要件を満たす電子帳簿(優良な電子帳簿)に記録された事項に関して生じる申告漏れ(重加算税対象がある場合を除く。)については、過少申告加算税を5%軽減する。

(注3) 税務調査の際に行われる税務当局の質問検査権の行使に基づく帳簿の提示又は提出の要求に対し、帳簿の不提出等があった場合には、過少申告加算税又は無申告加算税を5%又は10%加算(所得税・法人税・消費税)する。

(注4) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(※部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超300万円以下の部分は15%、300万円超の部分は25%)とする。

(注5) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算する。

(注6) 前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税(申告が、調査通知前に、かつ、更正・決定予知前にされたものであるときに課されたものを除く。)又は無申告重加算税を課される者が更なる無申告行為を行う場合には、10%加算する。

(注7) 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額(例えば、相続税計算で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額(相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額))については、上記の300万円の判定に当たっては除外される。

(注8) スキャン保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関して生じる仮装隠蔽があった場合の申告漏れについては、重加算税を10%加算する。

加算税制度（国税通則法）の改正のあらまし

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

修正申告等の時期	過少申告加算税		無申告加算税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
法定申告期限等の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5%	同左
調査通知以後から調査による更正等予告前まで	対象外	5% 〔10%〕	5%	10% 〔15%〕
調査による更正等予告以後	10% 〔15%〕	同左	15% 〔20%〕	同左

(注) 1 〔 〕書きは、加重される部分（過少申告加算税：期限申告税額と50万円のいずれが多い額を超える部分、無申告加算税：50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

2 更正等を知りたされたものである場合には、調査通知の有無にかかわらず、加算税（調査による更正等通知以後の加算税割合）が賦課されます。

○「調査通知」とは、

- ① 実地の調査を行う旨、
- ② 調査の対象となる税目、
- ③ 調査の対象となる期間

の3項目の通知をいいます。

○調査通知前、かつ、更正等予知前の修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されません（無申告加算税が課される場合の加算税割合は5%です。）。

財務省HP「加算税の概要」より

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/tins/n04_3.pdf

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

(参考図表①)

高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

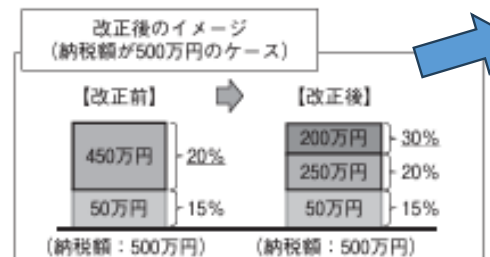
【改正前】

- 期限後申告書の提出や決定等があった場合には、納税者に対し、その申告、更正又は決定に基づいて納付すべき税額に20%（納税額（増差税額）が50万円以下の部分は、15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされている。

【改正後】

- 申告納税制度の根幹を揺るがす重大な違反である無申告行為のうち善良な納税者の公平感を特に損なう恐れのあるものを未然に抑止する観点から、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとはいえない規模の高額無申告について、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げることとする。
- 上記のペナルティについては、高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しないこととする。

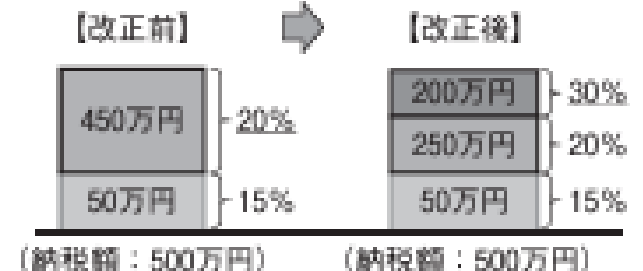
納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
改正前	15%	20%	
改正後	同 上	同 上	30%（注1）



(注1) 高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合(例えば、相続税事案で、本人に帰責性がない場合(相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合))については、20%となる。

(注2) 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

改正後のイメージ
(納税額が500万円のケース)

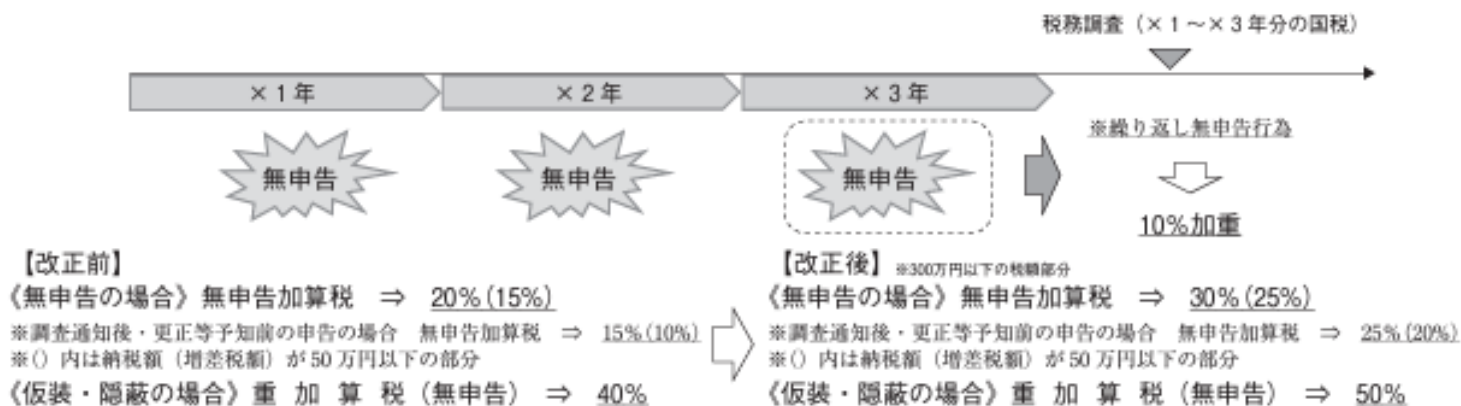


財務省HP「令和5年度税制改正の解説」より

(参考図表②)

一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備

- 改正前の加算税率は、無申告行為を繰り返し行う者について一度に是正する場合には、無申告行為が繰り返された回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告行為」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。
- そのため、繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税^(注2)又は無申告重加算税を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税^(注2)又は無申告重加算税を10%加重する措置を整備する。
- (注) 過去5年以内に無申告加算税等を課された者が再び「無申告又は偽装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合に課される無申告加算税等の加重措置のいずれかが適用。



(注1) 過少申告加算税、不納付加算税及び重加算税(過少・不納付)については、上記の改正の対象外。
(注2) 調査通知がある前に申告が行われた場合に課される無申告加算税については、上記の改正の対象外。
(注3) 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

(過少申告加算税)

2 前項の規定に該当する場合（第5項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る**累積増差税額**を加算した金額）がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 **累積増差税額** 第1項の修正申告又は更正前にされたその国税についての修正申告書の提出又は更正に基づき第35条第2項の規定により納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。）

イ～ホ 省略

一 第1項又は第2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合、その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

5 第1項の規定は、修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査に係る第74条の9第1項第4号及び第5号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項の通知（次条第6項において「調査通知」という。）がある前に行われたものであるときは、適用しない。

事例1

$$1 \quad \left(\begin{array}{c} \text{イ} \\ \text{この修正申告または更正} \\ \text{により納付すべき税額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{期限内申告税額または50万} \\ \text{円のうち多い方の額} \end{array} \right) = \begin{array}{c} \square \\ \text{加重対象部分} \end{array}$$

$$21 \times 10\% + \square \times 5\% = \text{過少申告加算税の額}$$

事例2

$$1 \quad \left(\overset{\text{イ}}{\text{この修正申告または更正により納付すべき税額}} \right) + \left(\text{※ 累積増差税額} \right) - \left(\text{期限内申告税額または50万円のうち多い方の額} \right) = \overset{\text{ロ}}{\text{加重対象部分}}$$

$$21 \times 10\% + \square \times 5\% = \text{過少申告加算税の額}$$

※ 累積増差税額 既に行った修正申告または更正があった場合のその納付すべき税額の合計額

税務行政DX（選定について）

全国国税局長会議

情 報 公 開	開 示 ・ 不 開 示 ・ 部 分 開 示	
	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
行文書保存年限	5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

令和 6. 9. 12
13
長官官房参事官

KSK2・GSSの導入について

1 GSS（ガバメントソリューションサービス）について

GSS（ガバメントソリューションサービス）は、行政機関の業務用端末やネットワーク環境などの業務実施環境を、政府共通の標準的な環境としてデジタル庁が提供するサービスである。国税庁においては、令和7年7月以降、順次GSS環境へ移行し、令和8年6月に全国運用を開始した後、令和8年9月からはKSK2の運用を開始する予定である。

このため、利便性とセキュリティ確保のバランスを踏まえた上で、引き続き、G S S 導入に向けた取組を全庁的に進めていく必要がある。

2 KSK2について

(1) KSK2の開発状況

KSK2の開発は、現在、プログラムの作成やメーカーによるテストを進めている段階であり、おおむね順調に進捗している。令和7年3月には、機器も設置し、その後は、プログラム、ハードウェア、ネットワーク、利用者端末などを組み合わせ、本番とほぼ同じ環境で動作を確認する「総合運用テスト」工程に入っていく。

R6.9.12～13 全国国税局長会議資料より

(2) KSK2導入に向けた取組

KSK2は、国税の賦課・徴収の基盤となる「基幹システム」であり、導入の成否によっては、職員の職務遂行のみならず、納税者の申告・納税義務の履行に多大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、K S K 2 の円滑な導入に向けて、開発作業のみならず、「データ移行」・「外部接続先との連携」といった、全庁的な課題については、全庁的な理解の下、各課の役割分担をしっかりと定め、検討を進めていく必要がある。

なお、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において「テスト運用」を実施する予定である。さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

税務行政DX（選定について）

AI・データ分析の活用

Ⅲ 課税・徴収事務の効率化・高度化等

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

1 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



※ BA（Business Analytics）ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

この記事は職員が驚きました！



昨年度、企業の追徴額3563億円
過去事例学び割り出し

調査で、人工知能(AI)の活用を本格化させている。過去の申告漏れの事例などを学習させ、膨大な資料から「疑いのある法人」を割り出す。2020年事務年度(23年6月までの1年間)は法人への過徴税額が10事務年度以降で最高となった。羽倉の新たな武器として、税務の捕獲を図る。

国税庁は29日、22年年度徴収額の法人税と酒税額、謝金、所得税の過徴税額は355億633億円で前年度比40・5%増だったと発表した。内訳は法人税が18兆68億円(前25・9%増)、法人消費税が1357億7千円(同56・2%増)、酒

昨年度、企業の追徴額3563億円
過去事例学び割り出し

8件で、法人数も過去10年で約30万社増えた。全国の約3割の法人が、全国の約1万5千人の調査官が申告書類などを分析し、対象を識別して実地調査していたが、膨大な資料をいかに活用できるかが課題となっていた。

効率化に向け国税庁が導入したのが独自開発のAIだ。21年度から全国の税務署に導入され、新型コロナウイルスの影響が緩和した22年度から運用が本格化した。

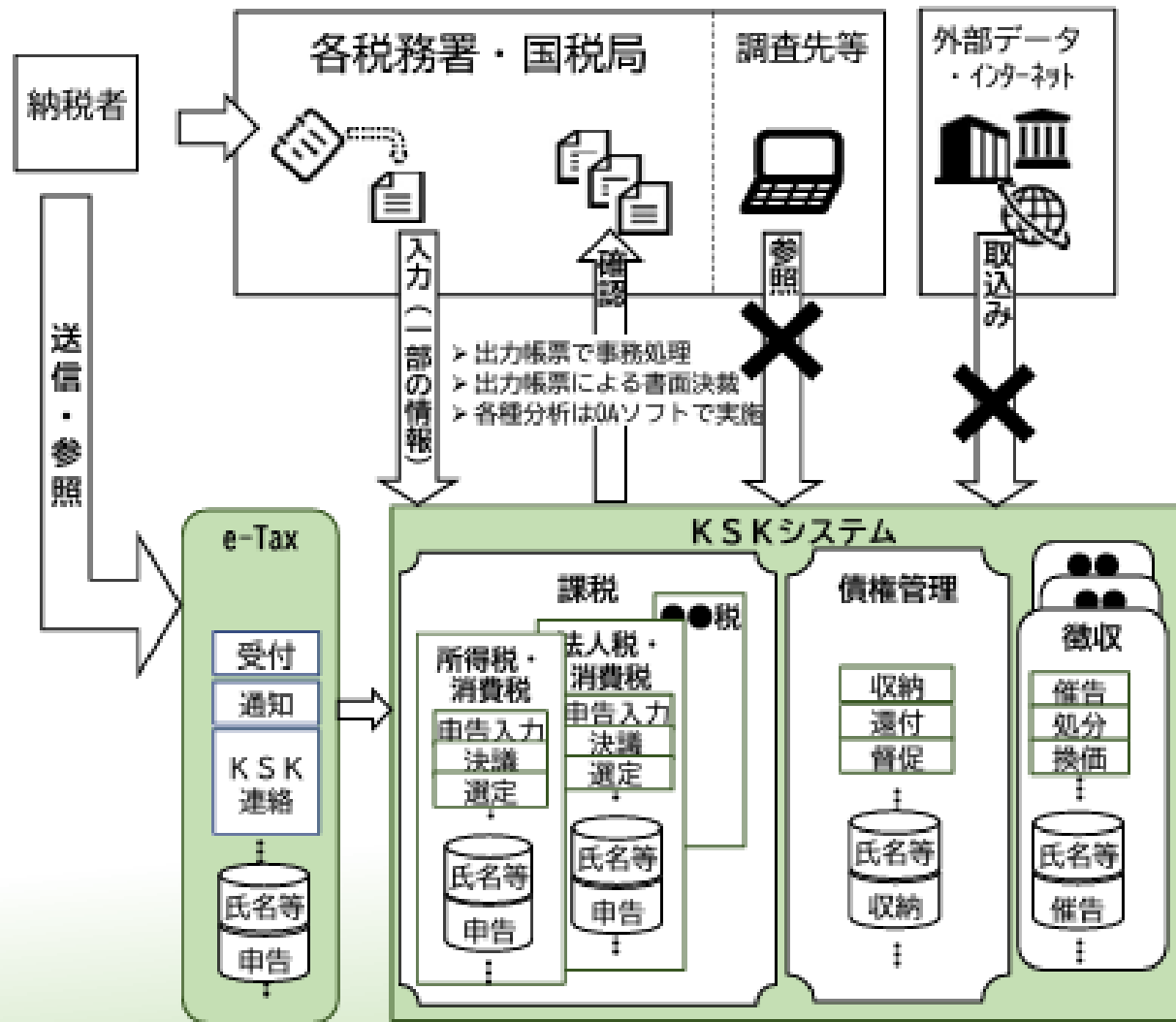
まず全国の税務署などが企業の申告・決算情報や公表資料などをデータベースに入力。続いてAIが過去の調査で得られた傾向などを機械学習

し、データーベースから申告漏れの可能性が高い納税者を選定。対象は法人税や消費税などで、主に資本金1億円未満の企業。A-1の判定を踏まえ、調査官が突如調査した上で申告漏れの指摘や追徴金徴収につなげる。

22年度にA-1が選定した納税調査対象は1件あたり税

日本経済新聞2023.11.30より

【現状】



※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

KSK2



システムの高度化

Ⅲ 課税・徴収事務の効率化・高度化等（参考）

※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。

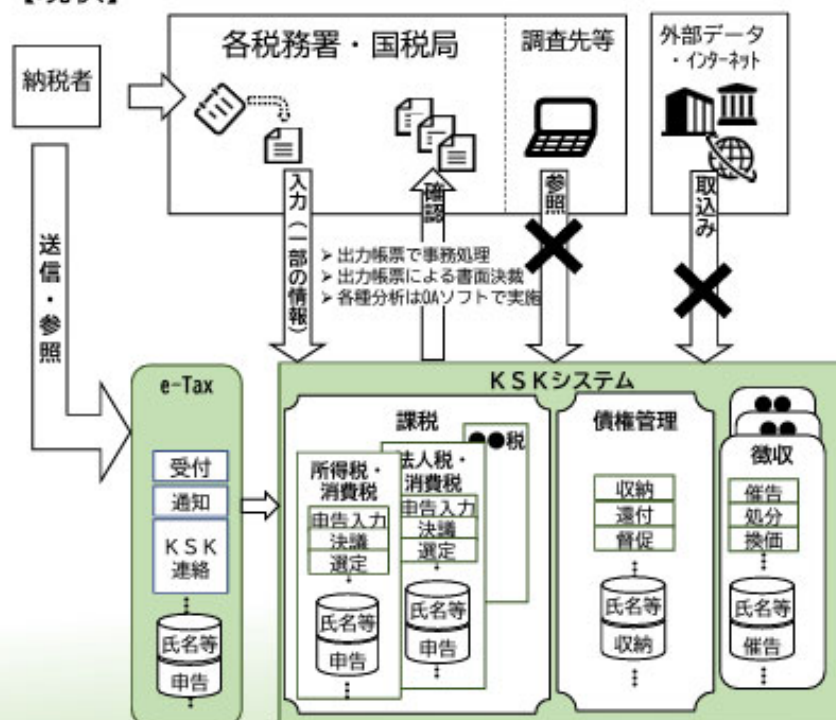
以下のコンセプトに基づき、基幹システムを刷新します。

⇒ 書面中心からデータ中心の事務処理（紙からデータ）

⇒ 税目別・事務系統別のデータベース・アプリケーションの統合（縦割りシステムの解消）

⇒ 独自の大型コンピュータ（メインフレーム）からオープンなシステムへの刷新（メインフレームからの脱却）

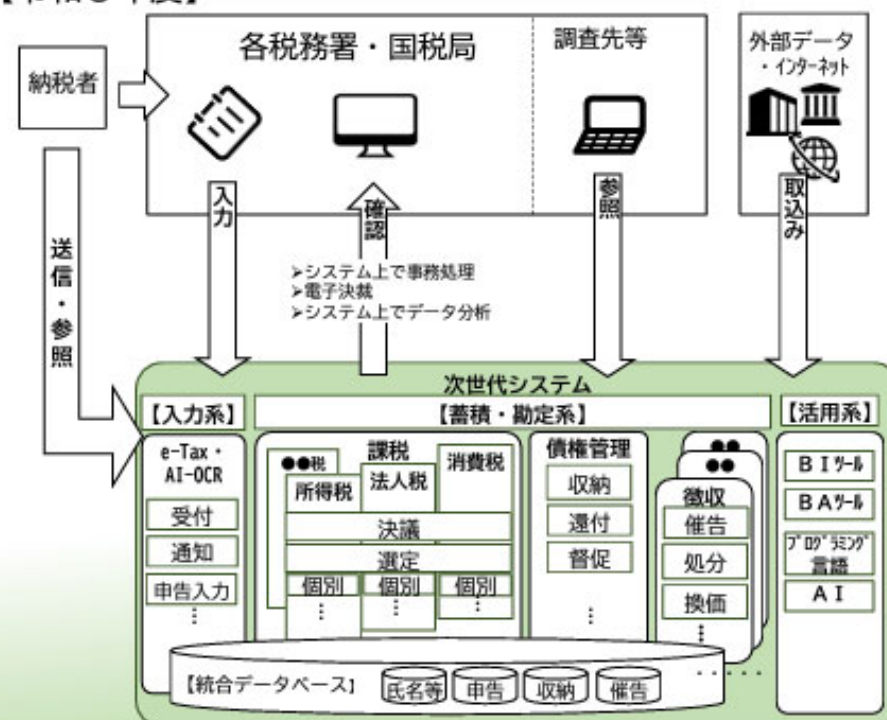
【現状】



凡例: 機能 データ メイン オープン

(注)論理的なイメージであり、物理的な機能配置や構成を示すものではない。

【令和8年度】



税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023 令和5年6月23日

税務行政DX（選定について）

AIを活用した調査選定の仕組み

データ活用の推進

- 「調査選定補助ツール『SAT』」（個人）、「相続税選定支援ツール『RIN』」（資産）、「選定支援システム『結』」（法人）を積極的に活用することにより調査選定を高度化・効率化
- なお、調査事績や活用部署で把握された改善事項等をシステムにフィードバックするため、局署の情報共有が必要

R6. 7. 30全管特別国税調査官(法人税等・源泉所得税担当)及び法人課税部門統括
国税調査官等会議資料「資料1 法人課税
部門の事務運営」 5ページより

週刊T&Amaster No.1039(2024.8.12)特集
東京局 R6 事務年度,資産税調査の方向性
Python版RINの導入

相続税選定支援ツール「RIN」 について従前のTableauからPythonへ

	Python(パイソン)	Tableau(タブロー)
操作感	△	◎
可視化	美しい可視化 データクレンジング (不適切データを補正)	美しい可視化 ドラッグ&ドロップなど 直感的操作
分析	複雑な統計分析 機械学習	基本的な統計分析

税務行政DX（選定について）

税務調査のプロセス自動化・効率化

イメージデータで提出可能な添付書類

(法人税確定申告等)

イメージデータ（PDF 形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。

なお、この一覧は、令和6年4月1日以後終了事業年度等分（令和6年4月1日現在の法令に基づくもの）に対応しています。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

- 「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データ（XML 形式、XBRL 形式又は CSV 形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「利用可能手続（法人税確定申告等）」でご確認ください。

- 法令により『登記事項証明書（不動産及び商業・法人）』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は、国税庁ホームページ「[国](#)[税](#)[関](#)[係](#)[手](#)[続](#)[に](#)[お](#)[け](#)[る](#)[添](#)[付](#)[書](#)[類](#)[の](#)[省](#)[略](#)[に](#)[向](#)[け](#)[た](#)[取](#)[組](#)[に](#)[つ](#)[い](#)[て](#)」のページをご覧ください。

「法人事業概況説明書」の様式が改訂されます。

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

国税庁においては、事業者におけるデジタルの更なる活用を進めることにより、単純誤り防止による正確性の向上が図られるなど、簡単・便利に、効率的で誤りのない申告を実現できる環境を目指しています。

今般、事業者の方々のデジタル化の状況を含め、その法人の経理状況等を把握するため、令和6年3月1日以後終了事業年度分より使用していただく法人事業概況書の様式を改訂します。

電子帳簿保存法の適用状況

- 「優良な電子帳簿」に係る正確なご理解及びその活用に資する観点から、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、これまで会計ソフト名の末尾に「●●ソフト（軽減）」と記載していただいたところです。
- 今回の改訂により、新たに設けた「帳簿法適用状況」欄の「優良」に「○」を付していただくことで、会計ソフト名の末尾に「（軽減）」の記載が不要となりました。

年末調整関係書類の電子化の状況

- ※ この項目は、源泉所得税の税理士関与がない場合は、記載を省略していただいて差し支えありません。

国税庁

令和6年1月

準備調査につながります。

税理士として気を付けたいこと、事前の防衛策

○ クライアントとコミュニケーションをとる

- ・ コロナ禍で補助金を取得、改めて制度確認 ⇒ 圧縮記帳等ないか
- ・ 賃上げ促進税制 ⇒ 前年の賃金額に変動はないか
- ・ 海外にある資産関係は把握しているか など

参考 法人税ですが

申告書作成上の留意点



「申告書の自主点検と税務上の自主監査」
に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）



※本資料の転載、複製、改変は禁止いたします。
©2025 SHIMIZU Tayichi